

葛卷町農業委員会
第25回総会議事録

1 日 時 平成29年6月21日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地の一時的現状変更届の受理について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

4 出席委員

② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子 ⑤ 橘 秀 子

⑦ 川 崎 美由起 ⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身

⑬ 落 宰 勝 ⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

① 門 場 政 一 ⑥ 芳 田 聡 ⑧ 藤 森 雅 美 ⑫ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

⑦ 川 崎 美由起 ⑨ 長 峯 一 雄

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

お疲れ様です。ただ今から第25回総会をはじめさせていただきます。
はじめに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。よろしく願いいたします。

〔あいさつ〕

会 長

ご苦労様でございます。
今日、東北地方が梅雨入りしたそうです。今年6月は雨が続きましたが、10日すぎ
あたりからは天気が続きます、それぞれ牧草の収穫等、順調に進んでいることと思
います。今年は大変良質なロールが取れたのではないのでしょうか。
さて、6月15日の全国農業新聞を皆さんもご覧になったと思いますが、我らが農業
委員会の女性3名の記事を落合主幹が書いてくれました。大変素晴らしい記事です。
今後どうぞよろしく願いいたします。

それから、先月の29日に全国会長大会で東京に行って参りました。午前中は、衆議院
会館と参議院会館をまわって、岩手県選出の国会議員の方に、毎年同じような要請では
ありますが、要請活動を行って参りました。その後、12時半からは、文京シビックセン
ターというところで、5月は毎年耕作放棄地の解消活動の表彰事業がありまして、今年
は、農林水産大臣賞に次ぐ農村振興局長賞というのを、遠野市農業委員会が受賞し表彰
されました。10年間で232ヘクタールの耕作放棄地を解消したということで、今は約9
ヘクタールの畑に、菜の花をJR釜石線の沿線に蒔いているそうです。

先日の再生協議会のときに町長の挨拶でも、菜の花を増やしていただきたいとお話
がありましたので、私たちの方でもやってみようと思っております。

〔開 会〕

議 長

それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第25回総会を開会いたします。
本日の出席委員は16名中11名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、1番門場委員、6番芳田委員、8番藤森委員、12番藤岡委員から欠席の申し
出がありましたので、報告いたします。
また、4番木戸場委員から遅刻の申し出がありましたのでお知らせいたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、7番川崎委員、9番長峯委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

《日程第 2》

議長

次に、日程第 2「会期の決定」を行います。会期は、本日 1 日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

《日程第 3》

議長

次に、日程第 3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

| 月 日 | 内 容 | 出 席 者 |
|-----------|---|--|
| 5月 22日(月) | 農地小委員会 (総合センター 保健相談室) | 会長、委員7名 事務局2名 |
| 26日(金) | 第1回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会 (盛岡市 盛岡市役所都南分庁舎) | 会長 |
| 29日(月) | 本県選出国會議員への要請活動 全国農業委員会会長大会 (東京都 議員会館・文京シビックホール) | 会長 |
| 31日(水) | あとつぎ隊農園種まき (町内 田の沢地区) | 会長、職務代理 藤森委員、星野委員 橋委員、木戸場委員 事務局1名 |
| 6月 2日(金) | 葛巻町農業者年金協議会役員会 (総合センター 産業経営相談室) | 会長、事務局2名 |
| 7日(水) | 葛巻町町民憲章推進協議会総会 (総合センター 大集会室) | 会長職務代理 |
| 8日(木) | 葛巻町畜産クラスター協議会通常総会 (総合センター 保健相談室) | 会長 |
| 15日(木) | 現地確認調査 (町 内) | 木戸場委員、川崎委員 事務局2名 |
| 16日(木) | 葛巻町農業再生協議会総会 (役場 第4会議室) | 会長 |
| | 葛巻町農業者年金協議会総会 (保健センター 集会室) | 会長、事務局2名 |

以上を報告いたします。

必要がある構成員要件は、代表取締役の●●●●さんが10分の4、取締役の●●●さんが10分の4、●●●さんが10分の2で農業関係者の議決権が10分の6となっております。業務執行役員要件である役員の過半が常時従事者で、そのうち1人以上が農業に従事する計画であり、妥当であると思われま。会社の定款及び事業計画等から農地所有適格法人の要件を満たすものと認められます。

申請地の位置図は、11ページをご覧ください。畑の6筆23,939㎡にはとうもろこしを、牧場1筆75,644㎡から畜舎・堆肥舎等の施設用地481㎡を差し引いた75,163㎡に牧草を作付けする予定です。

調査書は9ページをご覧ください。農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

議案書2ページをご覧ください。4番及び5番は、作業効率等の面で以前から交換して使用していた農地で、●●地区の●●●●●●さん所有の葛巻第●●地割字●●の転作田1筆968㎡と●●地区の●●●●●●さん所有の同地区の転作田1筆1,283㎡を交換登記するために申請されたものです。

申請地の位置図は、18ページをご覧ください。農地はそれぞれ町道●●●●●●線及び●●●●を挟んで対面上にあります。

調査書は16ページ及び19ページとなります。双方とも、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

以上でございます。

議長 この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番川崎委員にお願いします。

【7番川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

7番 現地確認結果を報告いたします。

1番の案件は、売買による所有権の移転になります。事務局からの説明のとおり現在は耕作されておらず、原野の状態になっていますが、立ち会っていただいた譲受人によると、許可後は速やかに重機等で整地を行ってから栗や梅などを植える予定とのことで、農地として適切な管理が行われるものと思われま。3ページの調査書に記載のとおり、問題はないと判断いたしました。

2番の案件は、親族間の売買による所有権移転です。自宅前でもあり譲受人が数年前から貸借により家庭菜園として使用していることから、問題ないものと判断いたしました。

3番の案件は、●●●●●●地区の●●●●●●さん個人から、議決権はありませんが監査役並びに作業員として従事する法人への売買による所有権移転です。

現地を確認したところ、対象となる農地はすべて良好に管理されており、立ち会っていた

だいた譲渡人によると、農地の利用状況は前年と変わるものではなく、今後もこれまでも同様の管理が行われるという話でした。

このことから、対象となる農地は、今後も優良な農地として耕作されていくものと思われる。

よって、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断いたしました。

4番及び5番の案件は、親族間での土地交換を行う案件です。これまでも対象農地を交換し、自己所有地と合わせて一体的な草地として耕作を行っており、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番の案件を10番森委員にお願いします。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番議長 事務局の説明、また現地確認の結果で報告がありましたとおり、問題ございません。

議長 2番の案件は4番木戸場委員が現地確認を行っているので省略します。3番の案件を5番橋委員にお願いします。

【5番橋委員 挙手】

議長 橋委員。

5番議長 報告がありましたとおり、問題ございません。

議長 次に、4番及び5番の案件を落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

13番議長 以前から交換して使用していたとのことですので、特に問題はないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長 次に、日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は21ページからご覧ください。

まず、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の農用地利用集積計画から説明いたします。

1番の案件は、葛巻第●●地割字●●の田、1筆939㎡で相続未登記農地のため、同地区の相続人代表●●●●●さんが利用権を設定し、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料は記載のとおりで、貸借期間は平成29年12月1日から10年間となっております。

次の2番の案件は、1番の案件と同じく●●の田、1筆1,441㎡で●●●●●在住の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

続きまして3番の案件は、江川第●●地割字●●●●●及び第●●地割字●●の田及び畑、6筆合計8,491㎡で●●●●●の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。4番の案件は、江川第●●地割字●●の畑、1筆1,238㎡で、●●●●●地区の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次に5番の案件は、4番の案件と同じく●●の畑、1筆1,244㎡で、●●●●●の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次に23ページをご覧ください。所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

1番の案件は、江川第●●地割字●●●●●の畑及び田、3筆合計3,638㎡を●●●●●地区の●●●●●さんに所有権を移転するものです。売買価格は記載のとおりで、移転の時期は平成29年7月21日です。先月、公益社団法人岩手県農業公社が●●●●●さんから買入れした農地です。

2番の案件は、江川第●●地割及び●●地割字●●●●●の畑、4筆合計16,185㎡を●●●●●地区の●●●●●さんに所有権を移転するものです。売買価格は記載のとおりで、移転の時期は平成29年7月21日です。先月、岩手県農業公社が●●●●●さんから買入れした農地です。

議 長

以上でございます。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。よって、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第6》

議長

次に、日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は24ページからご覧ください。

併せて、別様の農用地利用配分計画案一覧表を1枚おめくりいただき、優先順位検討表がございますので、ご覧ください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番から4番の案件は、すべて先ほどの議案第2号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。

1番の配分案は、●●●●さんと●●●●●相続人代表の●●●●●さんの農地、2筆合計2,380㎡については、別様の資料No.1の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

議案書24ページの2番及び議案書25ページの3番の農地は、いずれも●●●●さんの農地ですが、6筆合計8,491㎡を2件に分割し、議案書24ページの2番の農地、3筆合計5,407㎡については、別様の資料No.2の一覧表に記載の4名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

議案書25ページの3番の農地、3筆合計3,084㎡については、別様の資料No.3の一覧表に記載の3名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

続きまして4番の配分案は、●●●●さんと●●●●●さんの農地、2筆合計2,482㎡については、別様の資料No.4の一覧表に記載されている5名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

- 議 長 以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議 長 **【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 **【「異議なし」の声】**
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議 長 議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員です。
- 議 長 よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。
- 議 長 **《日程第7》**
- 議 長 次に、日程第7「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。
- 議 長 事務局より議案の説明を求めます。
- 議 長 **【事務局長 挙手】**
- 議 長 事務局長。
- 議 長 事務局長 議案書は26ページをご覧ください。
- 議 長 1番の農地は、議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請においてご審議いただいた土地交換に関わる合意解約通知でございます。
- 議 長 解約の理由は、土地所有者が1筆968㎡の田を交換登記するためのもので、賃貸人及び借借人、解約届出日等は、記載のとおりです。
- 議 長 以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。
- 議 長 **【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。
- 議 長 **《日程第8》**
- 議 長 次に、日程第8「報告第2号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。
- 議 長 事務局より議案の説明を求めます。
- 議 長 **【事務局長 挙手】**
- 議 長 事務局長。
- 議 長 事務局長 議案書の27ページをご覧ください。

災害復旧工事に係る農地の一時的現状変更届を、1番及び2番の案件については施工者の●●●●●●●●●●から、3番から5番の案件については●●●●●●●●●●から受理しましたのでご報告します。

この届は、昨年8月の台風10号により被害を受けた河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設道路及び資材置場等として一時的に使用するものでございます。

議案書の28ページをご覧ください。

1番及び2番の案件は、●●地区2カ所での河川災害復旧工事で、農地所有者もお二人です。工事期間は、いずれも7月1日から9月30日までの3カ月間となっております。

1番の案件については議案書29ページをご覧ください。所有者は●●●●さんで、●●川の下流に向かって左岸に延長24mにわたり敷き鉄板を敷設して、工事用道路として利用されます。

2番の案件については議案書30ページをご覧ください。所有者は●●●●さんで、同じく●●川の左岸に、工事用道路は延長37m、資材置場は延長30mにわたって敷き鉄板を敷設して利用されます。

議案書の31から34ページをご覧ください。

3番から5番の案件は、国道340号線のバス停●●●●●●から約1.2km入った●●橋付近の河川災害復旧工事です。農地所有者は●●●●地区の●●●●●●さん、●●●●●●さん、●●●●●●さんの3人ですが、貸借契約により耕作者はお一人で同意書も添付されております。工事期間は6月25日から10月31日までの約4カ月で、●●●●川の左岸に総延長125mにわたり敷き鉄板を敷設して利用されます。

以上でございます。

この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を4番木戸場委員にお願いします。

議 長 【4番木戸場委員 挙手】

木戸場委員。

議 長 6月15日、町発注の河川災害復旧工事を行うために現状変更する農地の現地確認をして参りました。

4 番 復旧工事箇所は●●地区2カ所と●●●●●●地区の2地区で、当該農地はすべて飼料畑となっています。

1番の案件はどうもろこしが作付けされていますが、2番から5番の案件は草地として利用されていて、立ち会った施工業者の説明によると1番草若しくは2番草の刈取り後から工事に着手するとのことで、必要最小限の農地を仮設道路及び資材置場として使用する一時的な措置であり、特に問題ないものと認められます。

以上でございます。

議 長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番及び2番の案件の補足説明ですが、1番及

び2番の案件については3番星野委員にお願いし、3番から5番の案件については7番川崎委員が現地確認を行っているので省略します。

それでは、3番星野委員をお願いします。

【3番星野委員 挙手】

議 長
3 番
議 長

星野委員。

報告のとおり問題ありません。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第2号を終了します。

《日程第9》

議 長

次に、日程第9「報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は、35ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、報告いたします。

6月5日に●●地区の●●●●●さんからの届け出で、平成25年10月に亡くなられた父●●●●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。

畑及び田の5筆合計5,469㎡で、飼料用作物が作付けされており、6月7日に受理通知書を送付しております。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第10》

議 長

次に、日程第10「報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は、36ページをご覧ください。農地法第6条第1項の規定による報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

まず、農地所有適格法人でございますが、これまで農業生産法人と呼んでおりま

したが、農地法の改正により呼び方が変更になったものでございます。

●●●●●●●●●●、代表取締役●●●●●●●●●●さんから今月6日に提出されたもので、毎年1回、事業の状況を報告することになっておりまして、今回は平成28年3月1日から翌年2月28日までの1年間の報告でございます。農地所有適格法人として要件である法人形態、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等を満たしていると認められることから、特に問題はないと思われまます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に、日程第11「その他」ですが、先月の第24回総会終了後に行われた農地小委員会の決定事項についての報告を、7番川崎委員にお願いします。

【7番川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

7番 はい。第1回農地小委員会を先月の第24回総会終了後に開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

まず協議事項の1番は、遊休農地、耕作放棄地の状況について報告を受けました。詳細については、報告書の集計表をお目通し願います。

次に、2番の農地パトロールの実施については、事前調査を6月下旬から7月中旬にかけて行い、8月23日の総会終了後に4班編制で実施することといたしました。

それから3番、農地の日(7月15日)の取り組みについては、農地の日のPR活動として、6月30日から役場前にのぼりを設置する。

2つ目として、輝くふるさとあとつぎ隊農園の種まき作業は5月31日に実施されておりますが、7月から11月まで草取り作業や収穫作業等の支援を行います。

3つ目として、遊休農地解消の見える化活動を7月20日、ソバの種まき作業を田の沢地区の遊休農地で行う予定です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただ今の報告について、ご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。

【9番長峯委員 挙手】

議長 長峯委員。

9番 3年前から同じ場所で遊休農地の解消作業を行っているわけですが、誰かが使えるようにしてあげないといつまでも遊休農地のままになってしまうと思います。

ソバではなく、野菜や栗の木などを付けて町中でも使えるような工夫が必要かと考えます。農業委員会でいつまでも同じ場所をやるのではなく、農地を使ってもらえるよう

に前向きに進めていきたいと思います。また、農地の持ち主についても、意識を持ってもらいたいと思います。毎年同じことをやるのではなく、作目を変えるなどして、これからのことを考えて動いていかないといけないと思います。

議長 皆さんの意見はいかがでしょうか。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 将来を考えればそのとおりだと思います。

【15番坂待職務代理者 挙手】

議長 坂待職務代理者。

職務代理 ただソバを植えて終わるのではなく、何か対策をしなければならないのはそのとおりだと思います。いろんな意見が出ておりますが、せつかく2年3年も手掛けてきましたのでここで手放すのではなく、工夫もしていきたいと考えますが、小委員会での協議も踏まえれば、今年度はとりあえずソバでやってみるのはいかがでしょうか。農業委員会であの場所を請け負っているのではなく、遊休農地を解消して新たな担い手に繋げていくというのが本来の目的でありますので、所有者にも意識改革をしてもらえるようにきちんと事情を説明しながら働きかけて、呼びかけなどの行動を行うことにしまして、例年どおり作業をするのがいいかと思います。

【7番川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

7番 農地小委員会としましては、例年どおり作業をしてみて、長峯さんが言ったようなことを、持ち主とも話をしながら進めて行く方向でお願いしたいです。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 先に持ち主と話をしてみるのはいかがですか。

議長 持ち主との話は進めていきますが、すぐ結論の出ることではないと思いますので、今年ソバを蒔いて、それから来年度に向けて所有者に働きかけるということでお願いできないでしょうか。

【9番長峯委員 挙手】

議長 長峯委員。

9番 今年限りでの作業として、来年度以降の遊休農地の使い方についてきちんと議論しないといけないと思います。作業をする農地のまわりにも遊休農地はあると思いますので、そこをしっかりと調査し、一体化して広く場所を確保して、牧草を蒔くなど、担い手を使いやすいような工夫が必要かと思います。

【落合主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主幹 去年ソバを蒔いた場所の広さは二反歩ほどで、その奥にも遊休農地はございますが、あの界隈は所有者さんが10名ほどいて、それぞれ使っている場所もございます。続いた

遊休農地ですと、解消も可能かと思うんですけども、遊休農地の中に使用している場所もありますので、ちょっと難しいような状況です。

田の沢住宅のところに、現在あとつぎ隊農園を整備しているわけですけども、その手前と奥も遊休農地となっております、やはり人数にしますと所有者は10名ほどかと思えます。その中で町外在住者はお一人で、あとは町内の新町界限に在住している方になります。

遊休農地をまとめて使えるかどうかというお話になりますと、退職後の楽しみとして畑を使われている方もいらっしゃいますので、難しいところかと思えます。

皆さんがおっしゃるように、住宅のそばになりますので、臭い等気になるところもございいますが、近隣の方からもご理解をいただきながら、一体的に使える方をもし見つけられる状況になりましたら、農地に入る手前が私有地となっておりますけれども、願えば機械も入っていただけるようですので、おいおいに考えていければと思います。

議 長 【9番長峯委員 挙手】

9 番 長 峯委員。

農業委員会の役割として、遊休農地をそのままにはしておけないので、所有者の承諾を得て土地を交換するなどしてまとめて、広く使えるように農業委員会で考えて、遊休農地をなくしていけるようにしていくべきだと思います。

それでは、そのようになるように向けて、7月20日の総会終了後にソバ蒔きをし、と同時に所有者への働きかけも進めていくということで、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

議 長 【「なし」の声】

事務局からあればお願いします。

議 長 【「特にありません」の声】

ないようですので、「その他」を終了いたします。

本日の日程がすべて終わりましたので、以上で葛巻町農業委員会第25回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年6月28日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____